

「逗子市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正（案）」に係る  
説明会・意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

説明会の開催結果は次のとおりでした。

- 1 開催日時 2020年（令和2年）10月17日（土）  
午前10時から午前10時30分まで
- 2 場所 庁舎5階 第1・2会議室
- 3 参加者数 1人
- 4 概要 別紙参照

意見募集（パブリックコメント）の実施結果は次のとおりでした。

1. 募集期間 令和2年10月19日（月）から令和2年11月17日（火）まで
2. 意見の件数 0件
3. 提出方法 任意の様式に「逗子市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正に対する意見」と明記し、住所・氏名・意見を記載の上、次のいずれかの方法により送付又は持参。  
・郵送、FAX、Eメール（添付ファイルは不可）、意見送信フォームによる送信、社会福祉課へ持参
4. 周 知 別冊広報ずし、逗子市ホームページ
5. 閲覧場所 社会福祉課、情報政策課、沼間コミセン、小坪コミセン、市民交流センター、文化プラザホール、図書館、逗子アリーナ、高齢者センター、体験学習施設、福祉会館
6. 担当課 社会福祉課

## 逗子市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正(案)に関する市民説明会概要

1. 日 時：令和2年10月17日(土) 10:00-10:30
2. 場 所：市役所5階第1・2会議室
3. 市民参加者：1名
4. 主な意見内容：
  - ・どの公益法人が条例に適合するかについて、市民にも分かるようにしてほしい。
  - ・施行日までの期間が短すぎ、市民への十分な周知期間が確保されていない。
5. 上記意見を踏まえた市の見解：
  - ・条例に適合する公益法人を一律に公表することは難しいが、市内に事務所を有する公益法人について、市民への情報提供の手法等を検討していく。
  - ・市民の住環境及び周辺環境への影響を十分に考慮し、本市として速やかに対応すべき事項と判断することから、施行日については妥当なものと考えている。